

NEWS

～ 平成 26 年 2 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 健治

社会保険労務士 吉岡武史

横浜市港北区新横浜 2-3-8 KDX 新横浜ビル 8F

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

～ 消費税改正に伴う交通費の取り扱い ～

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5% から 8% に改正されます。

今号では、消費税改正により従業員様の通勤手当・旅費交通費等にどのような影響があり、どのような対応が必要かといった点について給与計算・労務管理の面からお知らせいたします。

■ 交通運賃が引き上げられます

4 月以降、増税により鉄道・バス各社の運賃は一斉に値上げとなりますので、通勤で交通機関を利用するほとんどの従業員様は通勤手当の変更が必要となります。通勤手当の支給方法は各事業所により様々と思われませんが、前払いの場合では 3 月支給時に全従業員の通勤手当を一斉に変更することが考えられますので注意が必要です。交通各社の新運賃は、現在国土交通省に対し申請中で、認可が下りてから決定となりますので、3 月の給与計算前に通勤費の新運賃情報を入手してデータ入力等の時間を確保できるよう準備が必要です。

■ 賃金締日との関係

通勤手当変更のタイミングは賃金締日が月末の場合にはわかりやすいですが、4 月 1 日をまたぐような場合には注意が必要です。例えば毎月 20 日締め 25 日払いのような場合、3 月 25 日支給分より通勤手当を変更するのか、それとも 4 月 25 日支給分または 5 月 25 日支給分より変更するのかは、各事業所によって対応が異なってくると思います。まずは事業所としてどのタイミングで通勤手当を変更するのかを早めに決定していただき、支給日までに従業員様への連絡、変更後の通勤手当額の確認及びデータ変更処理等の事前対応が必要となります。

■ 「二重運賃」が採用されます

首都圏の鉄道・バス各社では、現金と電子マネーで運賃設定が異なる「二重運賃」を採用する予定です。現金では10円刻み、電子マネーでは1円刻みで運賃設定を行うというもので、同じ区間乗車しても支払方法によって運賃が変わり、どちらの支払方法が安いのかも区間や路線により異なるので、料金体系が現在よりも複雑になります。事業所ではパート従業員様の通勤手当等は1日単位で支給することも多いと思いますので、現金での運賃を支給するか、あるいは電子マネーでの運賃を支給するか事前に決定して従業員様に通知することが必要になってきます。

■ 旅費交通費への対応

従業員様が営業の外回り等で交通機関を利用する場合についても、交通費精算の際に、現金または電子マネーのどちらの運賃を採用するか予め決定しておく必要があります。

また、出張の際に手当を支給している事業所がありますが、増税後も手当額を変更しない場合は、税抜きの手当支給額が実質減額となります。出張手当は実費精算的要素が強いので、必ず対応が必要という訳ではないですが、検討事項の1つといえます。

■ 早めの準備が必要です

通勤手当の変更のタイミングや旅費交通費の二重運賃への対応はもちろんのこと、税率変更に関する経過措置への対応、パソコンソフトの設定変更など4月までに対応すべき点は数多くあります。特に通勤手当については、増税の直前直後にドタバタすることのないよう早めの準備が必要です。

各種書式を岡事務所のホームページにご用意しています

◇ 顧問先様 → 岡事務所への連絡書式

<http://www.okakeiei.jp/idourenraku.htm>

・「入社」「退職」「扶養追加」「扶養削除」のご連絡

◇ 人事労務管理の書式集

<http://www.okakeiei.jp/shosiki.htm>

・「雇用契約書」「雇入通知書」「在職証明書」「退職証明書」

・「人事情報届出用紙」「給与振込口座届」「**通勤手当申請書**」等